

食品衛生トピックス 《2015/03/23》

○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

輸入時のモニタリング検査の結果、タイ産ドリアンから残留基準値を超える農薬が検出されたことを踏まえ、タイ産ドリアン及びその加工品については、検査命令の対象となりました。

検査命令日：平成27年3月20日

対象国：タイ

対象品目：ドリアン及びその加工品（簡易な加工に限る。）

検査項目：メタラキシル及びメフェノキサム

【 メタラキシル及びメフェノキサム 】

1 アニリド系農薬・殺菌剤

2 許容一日摂取量は、体重1kg当たり0.022mg/日です。

3 体重60kgの人がメタラキシル及びメフェノキサムが0.02ppm残留したドリアンを毎日66kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

4 メタラキシル及びメフェノキサムは、ドリアンには0.01ppmの基準値が適用されますが、例えば、いちごには7ppm、セロリには4ppm、チンゲンサイには2ppmの基準値が設定されています。

【 違反の内容 】

1 品名：生鮮ドリアン

輸入者：〇〇〇〇〇 株式会社

輸出者：SIAM EXPORT MART CO., LTD.

届出数量及び重量：6 カートン、0.02 トン

検査結果：メタラキシル及びメフェノキサム 0.02 ppm 検出

届出先：東京検疫所東京空港検疫所支所

日本への到着年月日：平成 27 年 1 月 21 日

違反確定日：平成 27 年 2 月 2 日

貨物の措置状況：一部消費済み、残余廃棄済み

2 品名：生鮮ドリアン

輸入者：〇〇〇〇 株式会社

輸出者：PHOL INTERGROWER CO.LTD.

届出数量及び重量：15 カートン、0.23 トン

検査結果：メタラキシル及びメフェノキサム 0.02 ppm 検出

届出先：成田空港検疫所

日本への到着年月日：平成 27 年 3 月 8 日

違反確定日：平成 27 年 3 月 18 日

貨物の措置状況：継続して確認中